

○ 金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が自己資本の充実の状況を記載した書面に記載すべき事項（平成二十二年金融庁告示第百三十二号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

（注）令和三年三月三十一日公表の改正案適用後のもの。

改正後	改正前
<p>（事業年度の記載事項）</p> <p>第三条 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>「一〜三 略」</p> <p>四 信用リスク（第六号に規定するもの並びに第七号及び第七号の二のリスクに該当するものを除く。）に関する次に掲げる事項</p> <p>「五〜七 略」</p> <p>七の二 CVAリスクに関する次に掲げる事項</p> <p>イ CVAリスク相当額の算出に使用する手法（SA CVA、完全なBA CVA、限定的なBA CVA又は簡便法）の名称及び各手法により算定される対象取引の概要</p> <p>ロ CVAリスクの特性及びCVAに関するリスク管理体制</p>	<p>（事業年度の記載事項）</p> <p>第三条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>3 「同上」</p> <p>「一〜三 同上」</p> <p>四 信用リスク（第六号に規定するもの及び第七号のリスクに該当するものを除く。）に関する次に掲げる事項</p> <p>「五〜七 同上」</p> <p>「号を加える。」</p>

制の概要（CVAリスクのヘッジ方針及びヘッジの継続的な有効性を監視するための態勢を含む。）

ハ SA-CVA採用最終指定親会社にあつては、次に掲げる事項

- (1) CVAに関するリスク管理体制の概要（取締役等の関与の仕組みを含む。）
- (2) CVAに関するリスク管理体制が有効に機能するための経営管理体制の概要（CVAに関するリスク管理の状況を示す書類の作成及び報告状況、CVAエクスポージャーモデル検証部署の関与状況並びに内部監査部署の関与状況を含む。）

〔八・九 略〕

4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 〔略〕

二 信用リスク（前項第六号に規定するもの、同項第七号及び第七号の二のリスクに該当するもの並びに次号に規定するものを除く。）に関する次に掲げる事項

〔イ〜ニ 略〕

三 〔略〕

〔5〜8 略〕

〔八・九 同上〕

4 〔同上〕

一 〔同上〕

二 信用リスク（前項第六号に規定するもの、同項第七号のリスクに該当するもの及び次号に規定するものを除く。）に関する次に掲げる事項

〔イ〜ニ 同上〕

三 〔同上〕

〔5〜8 同上〕